

平成25年7月26日

総務省政策統括官（統計基準担当）

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「工業統計調査」（以下「本調査」という。）の平成25年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

工業統計調査について、調査計画における「調査対象の範囲」及び「調査方法」を以下のとおり変更する。

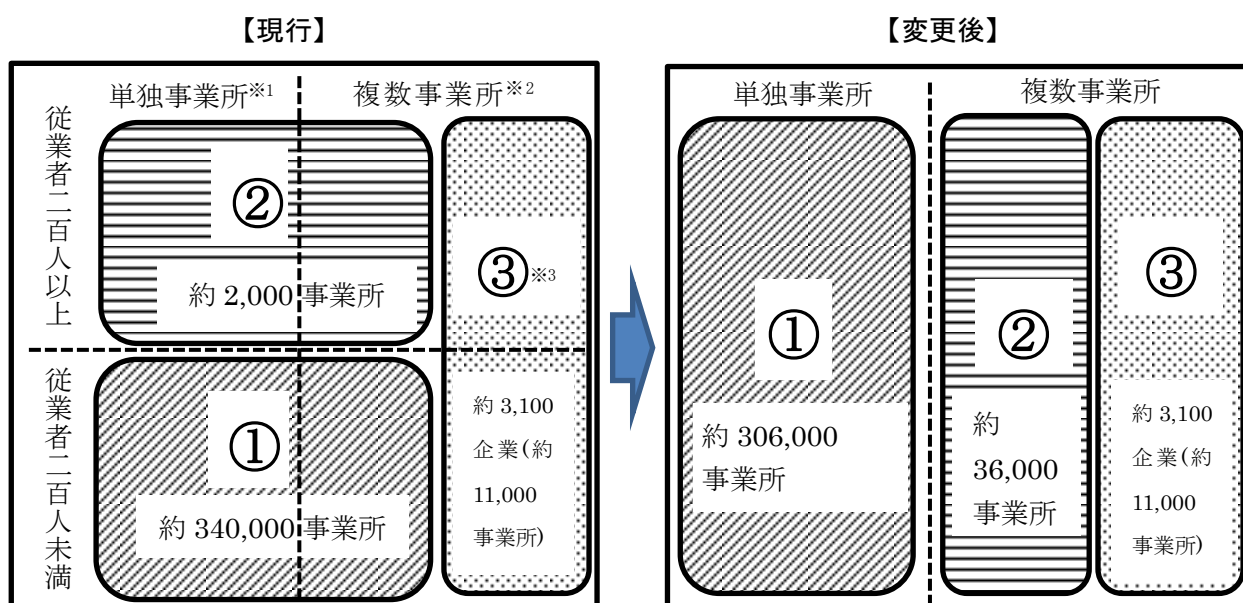
（1）調査対象の範囲の変更

調査対象の範囲について、東日本大震災に伴い調査対象から除外した区域に含まれる事業所のうち、避難解除等区域に含まれる事業所を調査対象に含めるため、記述の修正を行う。

（2）調査方法の変更

本調査の調査方法は、下表の3種類あるところ、それぞれが対象とする事業所の範囲を下図のとおり変更する。

	調査系統	調査方法
①	経済産業大臣 - 都道府県 - 市町村 - 報告者（事業所）	調査員調査
②	経済産業大臣 - 民間委託事業者 - 報告者（事業所）	郵送調査
③	経済産業大臣 - 民間委託事業者 - 報告者（企業）	郵送調査（本社一括調査※） ※本社が傘下事業所分を一括で回答



※1 「単独事業所」とは、1事業所のみを有する企業の事業所をいう。

※2 「複数事業所」とは、複数の事業所を有する企業の事業所をいう。

※3 調査方法③は、複数事業所のうち、経済産業大臣が指定する企業の事業所を対象とする。

【説明】

現行では、複数事業所について、①従業者 200 人未満は調査員調査、②従業者 200 人以上は郵送調査、③経済産業大臣が指定する企業は、本社に対して傘下事業所分も含めて郵送調査で調査が実施されており、事業所の規模の大小や経済産業大臣の指定の有無により、調査員調査と郵送調査、個々の事業所を対象とした調査と本社一括調査が混在している。

このため、調査員調査の対象である事業所が、同一企業の他の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するなど、事務に混乱が生じていることから、本件申請による変更は、調査方法ごとの調査対象範囲を明確化するものである。

3 審議すべき重点事項

(1) 調査員調査及び郵送調査の対象となる事業所の範囲の変更について

本件申請では、民間委託事業者経由の郵送調査について、経済産業大臣が指定する企業の複数事業所及び従業者 200 人以上の事業所としていたものを、複数事業所（従業者数に関わらず、経済産業大臣が指定する企業と当該指定がない企業の両方）に変更するとともに、都道府県等経由の調査員調査について、従業者 200 人未満の事業所で経済産業大臣が指定する企業の事業所でない事業所としていたものを、単独事業所に変更することとしている。

当該見直しにより、従前の調査で調査員調査により実施されていた従業者 200 人未満の複数事業所が郵送調査へと移行することになり、調査員調査の対象とする事業所数は、約 34 万事業所から約 30 万 6 千事業所へと減少することとなる。

このため、当該変更について結果の精度に与える影響及び回収率の確保の観点から検討する必要がある。

(2) 前回承認時における今後の課題についての検討状況

ア 平成 24 年 7 月承認（軽微）時の検討課題

本調査については、平成 24 年 7 月 25 日付け総政審第 298 号による承認通知の際に、検討課題として以下の事項について、対応を求めている。

- 本調査は、現在、従業者規模により甲と乙の 2 種類の調査票から構成されているが、平成 24 年 2 月に実施された経済センサス-活動調査（基幹統計調査）において、製造業については 1 種類の調査票により実施されていることから、統計委員会からの要請に基づく政府内における検討結果（「経済センサス-活動調査の実施方法等について」（平成 21 年 2 月 13 日各府省統計主管部局長等会議了解））の趣旨を踏まえ、調査の効率化・簡素化及び統計の正確性の確保等を図る観点から、今後、経済センサス-活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて、統計審議会の答申「諮問第 319 号の答申 工業統計調査の改正について」（平成 19 年 5 月 11 日付け統審議第 6 号）における今後の課題と併せて平成 25 年度末を目途に検討の上、報告すること。

イ 平成 19 年 5 月答申における今後の課題

また、本調査については、旧制度下の統計審議会の答申「諮問第 319 号の答申 工業統計調査の改正について」（平成 19 年 5 月 11 日付け統審議第 6 号）において、以下の点について、検討を求めている。

- 「常用労働者」として調査されている従業者については、他の統計調査との整合性を考慮しつ

つ、その範囲・概念と用語について見直すこと。

- 工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ（従業者1人当たり付加価値額等）」については、生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること。

また、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとに把握するとともに、それぞれの公表を行うこと。

- 工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること。

これらの課題については、対応状況及びその妥当性について検討する必要がある。

